

令和 年 月 日

年 組

鳥取西高等学校長

出席停止のお知らせ兼登校届

お子様は、学校保健安全法施行規則に該当する学校感染症に診断されましたので、同法施行規則に基づき、下記のとおり出席停止を指示します。

ついては、医療機関が示す療養期間を守るとともに、療養期間中は他者との接触をさけ、療養につとめていただくようお願いします。

なお、この期間は欠席扱いではありません。

記

1 病 名 _____

2 出席停止期間 _____ 月 _____ 日から 医師が出席を許可する日まで

※登校する際には、下記登校届の枠内を保護者の方が記入の上、学校へ提出してください。

その際、医療機関を受診したことを証明できる書面1通（調剤明細書の写し、薬情報の写し等※直近のものが望ましい）を提出してください。

※ただし、インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症においては、最初の受診時に医師から指示される場合もありますが、「インフルエンザ出席停止の基準」「新型コロナウイルス感染に係る症出席停止の基準」に基づき、保護者が生徒の状況を確認することとしますので、再度医療機関を受診し、医師に許可を得る必要はありません。

登校届

学校長 様

_____と診断され、_____年 _____月 _____日より医療機関において治療を受けていましたが、病状が回復し、_____年 _____月 _____日より登校いたします。

記入日： _____年 _____月 _____日

_____年 組

保護者 _____

『インフルエンザ出席停止の基準』

●発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまでが、基準である。

○発症した後、5日を経過した。

※発症した日は、病院を受診した日ではなく、症状が始まった日で、その日を0日と数える。

発症から5日を経過し、6日目から登校が可能である。

○解熱した後、2日発熱がない。

※解熱した日を0日と数える。解熱から2日経過し、解熱後3日目から登校が可能である。

「インフルエンザ出席停止期間の基準」 早見表

		発症日 0 日目	発症後 1 日目	発症後 2 日目	発症後 3 日目	発症後 4 日目	発症後 5 日目	発症後5日を経過した後				
例 1	発症後1日目に 解熱した場合	発熱	★ <u>解熱</u>	解熱後 1 日目	解熱後 2 日目	発症後 4 日目	発症後 5 日目	登校可 能				
		出席停 止	出席停 止	出席停 止	出席停 止	出席停 止	出席停 止					
例 2	発症後2日目に 解熱した場合	発熱	発熱	★ <u>解熱</u>	解熱後 1 日目	解熱後 2 日目	発症後 5 日目	登校可 能				
		出席停 止	出席停 止	出席停 止	出席停 止	出席停 止	出席停 止					
例 3	発症後3日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	★ <u>解熱</u>	解熱後 1 日目	解熱後 2 日目	登校可 能				
		出席停 止	出席停 止	出席停 止	出席停 止	出席停 止	出席停 止					
例 4	発症後4日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	★ <u>解熱</u>	解熱後 1 日目	解熱後 2 日目			登校可 能	
		出席停 止	出席停 止	出席停 止	出席停 止	出席停 止	出席停 止	出席停 止				
例 5	発症後5日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	★ <u>解熱</u>	解熱後 1 日目			解熱後 2 日目	登校可 能
		出席停 止	出席停 止	出席停 止	出席停 止	出席停 止	出席停 止	出席停 止			出席停 止	

※出席停止期間中は、家庭で安静に過ごしましょう。

- ◎ インフルエンザの出席停止期間の基準は、「発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで」です。
- ◎ 発症した日から数えると、6日間の出席停止が必要ということになります。
- ◎ 発症後4日以降に解熱した場合(例4、5)は、出席停止期間が延長されます。

『新型コロナウイルス感染症に係る出席停止の基準』

- 発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまでが、基準である。
- 症状が軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあること。
- 「発症した後5日を経過」や「症状が軽快した後1日を経過」については、発症した日や症状が軽快した日の翌日から起算すること。

「新型コロナウイルス感染症出席停止期間の基準」 早見表

		発症日 0 日目	発症後 1 日目	発症後 2 日目	発症後 3 日目	発症後 4 日目	発症後 5 日目	発症後5日を経過した後
例 1	発症後1日目に症状が 軽快した場合	発熱等	★ 軽快	軽快後 1 日目	発症後 3 日目	発症後 4 日目	発症後 5 日目	登校可 能
		出席停 止	出席停 止	出席停 止	出席停 止	出席停 止	出席停 止	
例 2	発症後2日目に症状が 軽快した場合	発熱等	発熱等	★ 軽快	軽快後 1 日目	発症後 4 日目	発症後 5 日目	登校可 能
		出席停 止	出席停 止	出席停 止	出席停 止	出席停 止	出席停 止	
例 3	発症後3日目に症状が 軽快した場合	発熱等	発熱等	発熱等	★ 軽快	軽快後 1 日目	発症後 5 日目	登校可 能
		出席停 止	出席停 止	出席停 止	出席停 止	出席停 止	出席停 止	
例 4	発症後4日目に症状が 軽快した場合	発熱等	発熱等	発熱等	発熱等	★ 軽快	軽快後 1 日目	登校可 能
		出席停 止	出席停 止	出席停 止	出席停 止	出席停 止	出席停 止	
例 5	発症後5日目に症状が 軽快した場合	発熱等	発熱等	発熱等	発熱等	発熱等	★ 軽快	軽快後 1 日目
		出席停 止	出席停 止	出席停 止	出席停 止	出席停 止	出席停 止	出席停 止

※出席停止期間中は、家庭で安静に過ごしましょう。

- ◎ 新型コロナウイルス感染症の出席停止期間の基準は、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」です。
- ◎ 発症した日から数えると、6日間の出席停止が必要ということになります。
- ◎ 発症後5日以降に症状が軽快した場合(例5)は、出席停止期間が延長されます。